

広島県告示第 1241 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 27 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	竹原市竹原町 2304 番地 25 和宏商事株式会社 代表取締役 岡本 雅光
工場又は事業場の所在地及び名称	竹原市竹原町 2304 番地 25 和宏商事株式会社竹原店

2 申請の内容

66 の 2 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 1 基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		66の2 ハ 旅館業の用に供する入浴施設 1基 (入浴施設)			
能 力 (1 日 当 り)		70人利用			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		12時間断続 (なし)			
使 用 の 方 法	項 目	通 常	最 大		
	排 出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	
		(単位: mg/l)	生物化学的酸素要求量	200	220
			化学的酸素要求量	100	120
			浮遊物質 量	20	30
			窒素含有量	15	20
	燐含有量	2	3		
	大腸菌群数 (単位:個/cm ³)	3,000以下	3,000		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	50	55			
汚水等の排出先	合併処理施設				

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 12 月 27 日から平成 20 年 1 月 16 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに竹原市民生部市民生活課